

判例 ①最大判昭63.6.1【百選Ⅰ43】～殉職自衛官合祀事件～ 短サ4

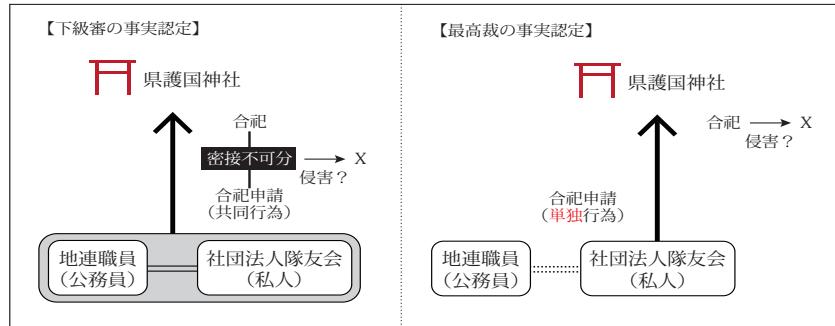
司H21-6-1,H28-5-7,R1-4-1

事案：Xはキリスト教徒であり、Xの夫Aは自衛隊員であった。Aは昭和43年、公務中に交通事故で死亡し、昭和47年、Aを含む27名の殉職自衛隊員が山口県護国神社に合祀された（以下「本件合祀」という。）。本件合祀は昭和39年に自衛隊のOB団体である社団法人隊友会山口県支部連合会（Y1）に対し、殉職自衛隊員の遺族から要望があったことに端を発する。以来、Y1が同神社に働きかけ、Y1名義の合祀申請に基づいて本件合祀がなされた。この合祀申請の過程では自衛隊山口地方連絡部（地連）の職員もY1に協力し、合祀に必要な資料を遺族から取り寄せるなどした。この資料収集のためにX宅を訪れた地連の職員に対し、Xは自己の信仰を告げたが、Xの意に反して本件合祀が行われた。

Xは、信仰生活における心の静謐等を害され精神的苦痛を被ったと主張して、Y1と国（Y2）を相手取り、政教分離原則違反、Aの人格権侵害などを理由に、Y1・Y2に対してはXの被った精神的損害の賠償を、Y1に対しては合祀申請手続の取消しを求めて出訴した。

原審は、本件合祀申請が地連職員とY1の共同行為であること、合祀申請は合祀の前提をなすものであることという事実認定をもとに、Xの請求を認容した。

<自衛官合祀訴訟における事実認定>



(1) 本件合祀申請の共同行為性

要旨：「合祀は、神社にとって最も根幹をなすところの奉斎する祭神にかかるるものであり、当該神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄」であり、当法廷の認めた「事実からすれば、Aを含む殉職自衛隊27名の県護国神社による合祀は、基本的には遺族の要望を受けた県隊友会がその実現に向けて同神社と折衝を重ねるなどの努力をし、同神社が殉職自衛隊員を合祀する方針を決定した結果実現したものである。してみれば、県隊友会において地連職員の事務的な協力に負うところがあるにしても、県隊友会の単独名義でされた本件合祀申請は、実質的にも県隊友会単独の行為であったものというべくこれを地連職員と県隊友会の共同の行為とし、地連職員も本件合祀申請したものと評価することはできない……。」

(2) 地連職員の行為と憲法20条3項

要旨：憲法20条3項にいう「宗教的活動とは、宗教とかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当っては、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない……（最高裁昭和52年7月13日……判決（注：津地鎮祭事件判決）……）。

「合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄であることは前記のとおりであって、何人かが神社に対し合祀を求めるることは、合祀のための必要な前提をなすものではなく、本件において県護国神社としては既に……殉職自衛隊員を合祀する方針を基本的に決定していた」のだから、「本件

合祀申請という行為は、殉職自衛隊員の氏名とその殉職の事実を県護国神社に対し明らかにし、合祀の希望を表明したものであって、宗教とかかわり合いをもつ行為であるが、合祀の前提としての法的意味をもつものではない。そして、本件合祀申請に至る過程において県隊友会に協力して地連職員の具体的行為……〔の〕……宗教とのかかわり合いは間接的であり、その意図、目的も、合祀実現により自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚を図ることにあったと推認される……から、どちらかといえばその宗教的意識も希薄であった……のみならず、その行為の態様からして、国又はその機関として特定の宗教への関心を呼び起こし、あるいはこれを援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるような効果をもつものと一般人から評価される行為とは認め難い。したがって、地連職員の行為が宗教とかかわり合いをもつものであることは否定できないが、これをもって宗教的活動とまではいうことはできない……。」

「なお、憲法20条3項の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである（前記最高裁……判決）。したがって、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条1項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条2項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。」

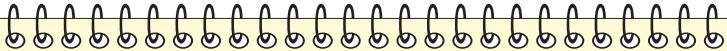
(3) Xの法的利息の侵害の有無

「合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄で、本件合祀申請は合祀の前提としての法的意味をもつものではない……から、合祀申請が神社のする合祀に対して事実上の強制とみられる何らかの影響力を有したとすべき特段の事情の存しない限り、法的利息の侵害の成否に関して、合祀申請の事実を合祀と併せ一体として評価すべきものではない……。そうであってみれば、本件合祀申請が右のような影響力を有したとすべき特段の事情の主張・立証のない本件においては、法的利息の侵害の成否は、合祀それ自体が法的利息を侵害したか否かを検討すれば足りる……。また、合祀それ自体は県護国神社によってされているのであるから、法的利息の侵害の成否は、同神社とXの間の私法上の関係として検討すべきこととなる。」

「私人相互間において憲法20条1項前段及び同条2項によって保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度を超えるときは、場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、法的保護が図られるべきである（最高裁昭和……48年12月12日……判決（注：三菱樹脂事件判決）……参照）。しかし、人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至ることは、見易いところである。信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請している……。このことは死去した配偶者の追慕、慰靈等に関する場合においても同様である。何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されているからである……宗教上的人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利息として認めることができない性質のものである……。」

「県護国神社によるAの合祀は、まさしく信教の自由により保障されているところとして同神社が自由になし得るところであり、それ自体は何人の法的利息をも侵害するものではない。そして、Xが県護国神社の宗教行事への参加を強制されたことのないことは、原審の確定するところであり、またその不参加により不利益を受けた事実、そのキリスト教信仰及びその信仰に基

づき A を記念し追悼することに対し、禁止又は制限はもちろんのこと、圧迫又は干渉が加えられた事実については、Xにおいて何ら主張するところがない。……してみれば、X の法的利益は何ら侵害されていない……。」



Point 判例を読み解く（最大判昭 63.6.1【百選 I 43】）

- a 本判例の事案について、原審は、本件合祀申請を地連職員（公務員）と社団法人隊友会（私人）の共同行為であり、合祀申請と合祀を一体であるとみているのに対し、最高裁は社団法人隊友会（私人）の単独行為であり、また、合祀自体は、神社の自主的な決定事項であって申請行為は合祀の法的的前提ではない、としている
- b このように、最高裁は地連職員の宗教行為への関与を二重の意味で間接的なものであると判断した結果、政教分離原則に違反しないとした
→その結果、(2)「なお、憲法 20 条 3 項の政教分離規定は……」以下の説示は傍論と位置付けられることになる
- c X の法的利益の侵害の有無についても、「合祀それ自体は県護国神社によってされているのであるから、法的利益の侵害の成否は、同神社と X の間の私法上の関係として検討すべき」であるとしている（なお、県護国神社は訴外第三者であることに注意）から、「私人相互間において……」の段落も傍論である。もっとも、私人間効力について説示し、「強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害する」ことを要件として宗教的人格権侵害に基づく損害賠償請求の余地を認めたことには一定の先例性が認められる

問題 第 18 問
論記 57 頁

判例 ②最判平 18.6.23 ~総理大臣の靖國神社参拝と損害賠償請求~

短 司R1-4-ア

事案：X らは、内閣総理大臣が行った靖國神社の参拝により、「戦没者が靖國神社に祀られているとの観念を受け入れるか否かを含め、戦没者をどのように回顧し祭祀するか、しないかに関して（公権力からの圧迫、干渉を受けずに）自ら決定し、行う権利ないし利益」が害され、精神的苦痛を受けたなどして、国、総理大臣及び靖國神社に対し国家賠償ないし不法行為に基づく損害賠償を求めた。

要旨：「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めるることはできない……。X らの主張する権利ないし利益も、上記のような心情ないし宗教上の感情と異なるものではない……。このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではないから、本件参拝によって原告らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。」



Point 判例を読み解く（最判平 18.6.23）

最大判昭 63.6.1【百選 I 43】（殉職自衛官合祀事件）において判例は、傍論ながら宗教的人格権の侵害を理由として、損害賠償請求をする余地を認めていた。同判決の坂上裁判官意見では、亡夫をその意思に反する宗教的方法で慰靈されないことや祭神として祀られないことという利益こそが重要であることが示唆されており、この点を重視すれば法的利益性（及びその侵害）を肯定するという考え方もあり得る

これに対して、本件における X らの主張する権利ないし利益は、X らの個人的な信仰や信条に基づく主觀的感情的平穏と異なるものではなく、個別的・主觀的・抽象的な宗教上の感情にすぎないものといわざるを得ないから、上記のような考え方を前提としても、本件で請求を認容することは困難である